高知県長岡郡大豊町西峰
字葛谷ノ下タ　四七二三番一　一号
地先水路敷　四七二三番一　二号及び三号
字東田ノ本　四七一四番一　四号
字カネノヲヲ　四七一三番　五号
字カシボト　四六九八番一　六号
三〇三九番一　七号
四六九一番二　八号
四六八九番　九号
字黒松ノ畝　四九〇〇番一　十号及び十一号
字カンバノ内　四二六七番一　十二号
四二六五番二　十三号
字中ヤタキ　四六四六番　十四号
字ナラヤスバ　二九二五番　十五号
字西川タキ　四六二二番　十六号
四六二〇番一　十七号
字林ノシタ　四七一九番一　十八号
四七一九番一　十九号

○国土交通省告示第九百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北桧木内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第千三百六号で指定した土地の区域を除く。）

秋田県仙北市田沢湖生保内字黒沢野　一号及び二号
七番一一二　三号から九号まで
七番九二　十号
七番九三　十一号から十三号まで
七番九四　十四号及び十五号、七十四号から七十六号まで
七番九五　十六号から十八号まで、七十一号から七十三号まで
七番八〇　七番九七
七番九九　七番一〇二
七番一〇八　七番一一一
五番二八　五番二七
五番二七地先河川敷　七番一〇九
七番一一〇　七番一〇八地先道路敷
七番九五地先道路敷　七番一〇三
七番九四地先道路敷　七番九三地先道路敷
七番一〇五　七番一〇六
七番九二地先道路敷　七番一一二地先道路敷

○国土交通省告示第九百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千束川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十年建設省告示第千三百六十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

十九号、二十号、六十九号及び七十号　二十一号
七番九九　二十一号、六十七号及び六十八号
七番一〇二　二十二号から二十五号まで、六十三号から六十六号まで
七番一〇八　二十六号から二十九号まで、五十五号から五十九号まで
七番一一一　三十号から四十号まで、五十二号及び五十三号
五番二八　四十一号から四十八号まで
五番二七　四十九号
五番二七地先河川敷　五十号
七番一〇九　五十一号
七番一一〇　五十四号
七番一〇八地先道路敷　六十号から六十二号まで
七番九五地先道路敷　七十七号
七番一〇三　七十八号及び七十九号
七番九四地先道路敷　八十号及び八十一号
七番九三地先道路敷　八十二号
七番一〇五　八十三号
七番一〇六　八十四号
七番九二地先道路敷　八十五号から九十三号まで
七番一一二地先道路敷　九十四号から九十八号まで

基準点から一七度〇六分〇一秒　一号
四六二三・五〇七メートルの地点　二十一号
標柱一号から三度一四分一八秒　二号
一五九・九七七メートルの地点　三号
標柱二号から四五度一六分〇四秒　四号
一五・〇七三メートルの地点　五号
標柱三号から九三度四六分五三秒　六号
一〇七・一三四メートルの地点　七号
標柱四号から二三度二二分〇四秒　八号
一三一・八九八メートルの地点　九号
標柱五号から四七度一七分一一秒　十号
一〇六・四二三メートルの地点　十一号
標柱六号から一四〇度〇三分一九秒　十二号
一二九・〇五八メートルの地点　十三号
標柱七号から一二〇度一七分四九秒　十四号
七六・六四五メートルの地点　十五号
標柱八号から二〇八度〇〇分五一秒　十六号
六二・九九〇メートルの地点　十七号
標柱九号から二三九度五六分〇三秒　十八号
二一二・二二六メートルの地点　十九号
標柱十号から二一九度五八分〇三秒　二十号
六三・九九九メートルの地点　二十一号
標柱十一号から二六一度〇一分三九秒　二十二号
一二九・六六八メートルの地点　二十三号
ロ　静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十三号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七度二四分五四秒　十三号
五二六三・〇二八メートルの地点　十四号
標柱十三号から二一〇度五五分三〇秒　十五号
六三・〇八四メートルの地点　十六号
標柱十四号から二三〇度三九分五五秒　十七号
四六・〇三八メートルの地点　十八号
標柱十五号から二七七度一五分〇二秒　十九号
一二・七二メートルの地点　二十号
標柱十六号から二八四度三四分一五秒　二十一号
六・八四九メートルの地点　二十二号
標柱十七号から二五度一二分一八秒　二十三号
九九・二三七メートルの地点　二十四号
標柱十八号から三三度二七分二七秒　二十五号
一一一・三三七メートルの地点　二十六号
標柱十九号から二二度四九分三八秒　二十七号
一〇四・七〇九メートルの地点　二十八号
標柱二十号から一〇三度五七分五三秒　二十九号
三九・四一三メートルの地点　三十号
標柱二十一号から一五五度二六分〇二秒　三十一号
六八・九五九メートルの地点　三十二号
標柱二十二号から一九一度四三分五五秒　三十三号
九六・〇〇〇メートルの地点　三十四号
八　静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱二十四号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一度一五分四五秒　三十四号
五三三五・七六五メートルの地点　三十五号
標柱二十四号から三〇度二四分五〇秒　三十六号
四四・九八五メートルの地点　三十七号
標柱二十五号から一一六度三三分三二秒　三十八号
四二・七六八メートルの地点　三十九号
標柱二十六号から七九度五五分〇二秒　四十号
一二七・〇七八メートルの地点　四十一号
標柱二十七号から四三度四七分三六秒　四十二号
七九・三四六メートルの地点　四十三号
標柱二十八号から一二一度〇〇分二〇秒　四十四号
三〇・九一一メートルの地点　四十五号
標柱二十九号から二〇四度五一分三三秒　四十六号
九三・八四二メートルの地点　四十七号
標柱三十号から二五一度一四分一四秒　四十八号
一一二・七九八メートルの地点　四十九号
標柱三十一号から二二六度三〇分五五秒　五十号
二三・三八二メートルの地点　五十一号
標柱三十二号から二三五度二三分二四秒　五十二号
五九・五七五メートルの地点　五十三号
標柱三十三号から二四二度三五分二〇秒　五十四号
一二・七三一メートルの地点　五十五号
標柱三十四号から二二三度〇七分四六秒　五十六号
二〇・〇三九メートルの地点　五十七号
標柱三十五号から二八四度一六分二三秒　五十八号
三三・三九四メートルの地点　五十九号

○国土交通省告示第九百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一